

入札説明書

賃貸借物件名

建築行政共用データベースシステム用機器

- 入札説明書本文
- 添付図書
 - ・ 別紙 見積仕様書
 - ・ 別添 1 機器設置場所一覧
 - ・ 別添 2 機器性能条件表
 - ・ 別添 3 賃貸借契約書（案）
 - ・ 別添 4 入札参加資格審査申請書作成要領
 - ・ 様式 1 入札参加資格審査申請書
 - ・ 様式 2 機器等明細書
 - ・ 様式 3 性能条件表
 - ・ 様式 4 納入実績表
 - ・ 様式 5 保守体制
 - ・ 様式 6 入札（契約）保証金免除申請書
 - ・ 様式 7 入札書
 - ・ 様式 8 委任状
 - ・ 様式 9 見積書

愛媛県

入 札 説 明 書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）、及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

（１）件名

建築行政共用データベースシステム用機器の賃貸借

（２）借入物品名及び数量

建築行政共用データベースシステム用機器一式（パソコン 6 台、モニター 6 台、モニターアーム 6 台、NAS 6 台、外付け HDD 6 台、UPS 6 台、搬入、据付け、調整、撤去、保守一式）

（３）借入物品の内容等

別紙「見積仕様書」による

（４）借入期間

令和 7 年 10 月 10 日から令和 12 年 9 月 30 日まで

（５）借入場所

別添 1 「建築行政共用データベースシステム用機器設置場所一覧」のとおり

（６）入札方法

入札金額は、1 月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 5 ～ 7 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- （１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （２） 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- （３） 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- （４） 愛媛県内において、本案件に類似した機器（パソコン・周辺機器）のリース実績がある者であること。
- （５） 愛媛県内に契約可能な事業所（契約可能な本店又は支店等）を置く者であること。

3 入札参加資格の確認

- （１） この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査申請書（様式 1。以下「申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。
- （２） 申請書は、直接提出すること。
- （３） 入札参加資格の確認の結果は、申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に対して、令

和7年9月16日（火）までに、書面により通知する。

（4）申請書の作成

- ア 別添4「入札参加資格審査申請書作成要領」に準拠して作成すること。
- イ 別添2「機器の性能要件」に示す性能条件を満たしていることを示すこと。
- ウ 様式4「納入実績表」に、愛媛県内への納入実績を示すこと。
- エ 以下により迅速かつ適切な保守サービスの体制が取れることを示すこと。
 - ① 各機器に係る保守窓口は1箇所に統一できること。
- オ 上記アからエの条件を満たさない場合は、入札参加を認めない。

（5）申請書の受付

ア 受付期間

令和7年9月5日（金）から9月12日（金）までの執務時間中

イ 受付場所

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課建築指導係

〒790-0004 愛媛県松山市大街道三丁目1-1 いよてつ会館ビル5階

電話 089-912-2757

- （6）製造の請負等に係る競争入札参加資格を有しない者は、製造の請負等に係る競争入札参加資格審査申請書（以下「製造の請負等申請書」という。）を知事に提出し、入札日までに資格を取得すること。

製造の請負等申請書の提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 089-912-2156

（7）その他

- ア 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- イ 提出された申請書は返却しない。
- ウ 申請書について説明を求められた場合は、それに応じること。

4 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

- （1）入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、知事に対して説明を求めることができる。
- （2）（1）の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を、令和7年9月18日（木）までに3（5）イに掲げる場所に直接提出すること。
- （3）（2）の書面を提出した者に対する回答は、令和7年9月19日（金）までに、書面により行う。

5 入札

- （1）入札参加者又はその代理人は、別紙の見積仕様書、会計規則、特例規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該見積仕様書等について疑義がある場合は、3（5）イに掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、見積仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- （2）入札参加者又はその代理人は、様式6による入札書を直接提出しなければならない。なお、

郵便、加入電話、電報、ファクシミリ、テレックス、テレコピーその他の方法による入札は認めない。

- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。

ア 調達する物品の品目名等

イ 入札金額

ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。押印に際して、シャチハタ印やスタンプ印等、材質に耐久性がない印鑑の使用や保存性のないインク等の使用は認めない。以下同じ。）

エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

- (5) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭でかつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (6) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (7) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (11) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたとき、又は天災その他必要と認められるときは、当該入札を延期又は廃止することがある。この場合において、入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、調達物品の本体価格のほか、物品の搬入調整据付け費、撤去費、保守料を含めた月額借入金額を見積るものとする。なお、消費税及び地方消費税相当額については、支払いの際に別途加算するので、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、見積仕様書等に記載の調達に関する諸条件を十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- (14) 入札書の提出先及び受領期限
 - ア 提出先
いよてつ会館 5 階建築住宅課
 - イ 受領期限
令和 7 年 9 月 22 日（月）午前 9 時 59 分

6 開札

- (1) 開札の日時及び場所

令和7年9月22日（月）午前10時

いよてつ会館4階建築住宅課会議室

- (2) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。なお、入札会場には、入札参加者又はその代理人及び入札執行事務に係る職員（以下「入札関係職員」という。）を除き、上記以外の者は入室できない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後は入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することができない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に入札参加資格審査結果通知書（以下「審査結果通知書」という。）又はその写しを提示することとし、代理人にあつては入札権限に関する委任状（様式7）を提出しなければならない。
- (5) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者。
 - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について2人以上の者の代理人となることはできない。また、他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (7) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする。再度の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札をする。

7 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができないものとする。

- (1) 入札参加者又はその代理人の提出した2以上の入札書。
- (2) 入札参加者に必要な資格のない者又は代理権限がない者の提出した入札書。
- (3) 件名又は入札金額のない入札書。
- (4) 入札金額を訂正したものでその訂正について押印のない又は入札金額の記載が不明確な入札書。
- (5) 本人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書。代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書。（入札に参加する者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書。
- (7) 調達物品等の名称に重大な誤りがある入札書。
- (8) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書。
- (9) 入札保証金を必要とする者で、その額が所定の額に達しない入札書。
- (10) 再度の入札において、当初の最低入札金額を上回る額の入札書。

- (1 1) 入札書の受領期限までに到達しなかった入札書。
- (1 2) その他愛媛県会計規則又は入札に関する条件に違反した入札書。

8 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、同価格の入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 入札価格に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。また、入札価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- (4) 開札の結果、次のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とししない場合がある。また入札参加者及びその代理人は、入札執行者の行う調査に協力しなければならない。

ア 契約の相手方となるべき者の申込みによる価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき。

イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不相当と認められるとき。

なお、最低の価格で入札をした者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とすることがある。

- (5) 落札者を決定したときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (6) 入札参加者及びその代理人は、入札後、愛媛県会計規則、見積仕様書、契約条項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、再度の入札において、当初辞退した入札参加者及びその代理人は、以降の入札には参加できない。
- (8) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から5日以内に契約の取り交わしをするものとする。ただし、契約の相手方から書面により契約締結期限の延期の申し出があつたときは、契約の履行に支障のない範囲でこれを延期することがある。
- (9) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約者が契約申込書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

9 契約条項

別添3「賃貸借契約書(案)」のとおり

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

別添入札公告の４（２）に掲げるとおり。なお、入札参加資格がないと認められた者については、４（５）に掲げるとおり入札書を無効とし、開札しないこととする。

（２） 契約保証金

別添入札公告の４（３）に掲げるとおり

（３） 入札保証金及び契約保証金に係る取扱については、会計規則の規定による。

１ １ その他の事項

（１） 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件調達に関して要した費用については、全て当該者が負担するものとする。

（２） 本件調達に関しての照会先は、以下のとおり。

ア 契約事務に関すること

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課宅地建物指導係

〒790-0004 愛媛県松山市大街道三丁目 1-1 いよてつ会館ビル5階

電話 089-912-2758

イ 契約の仕様に関すること

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課建築指導係

〒790-0004 愛媛県松山市大街道三丁目 1-1 いよてつ会館ビル5階

電話 089-912-2757

（３） 本入札説明書について質問がある場合は、質問事項を記載した書面を直接提出すること。

ア 提出期間

令和7年9月5日（金）から9月9日（火）までの執務時間中

イ 提出場所

３（５）イに掲げる場所

見 積 仕 様 書

1 借入物品等

建築行政共用データベースシステム用機器

(パソコン6台、モニター6台、モニターアーム6台、NAS6台、外付け HDD6台、UPS6台、搬入、据付け、調整、撤去、保守一式)

2 借入期間

5年(令和7年10月10日から令和12年9月30日)の借入れとする。

なお、翌年度以降の予算金額に減額又は削除があった場合は、契約を途中解除することがある。

3 設置場所

別添1「建築行政共用データベースシステム用機器設置場所一覧」のとおり

4 機器の要求性能

(1) 別添2「機器性能条件表」に示す性能条件を満たしていること。

5 保守体制の要件

(1) 保守サービスの形態

「オンサイト保守サービス」であること。

※オンサイト保守とは、故障連絡を受けた後、担当の保守要員が「問題箇所の確定と回復作業」を、該当機器が設置されている現場で行うことをいう。

(2) 保守サービスの期間及び時間帯

借入期間中の平日の午前8時30分から午後5時15分であること。

(3) 保守サービス対象物品

ア ハードウェア製品とする。

イ 但し、回復作業は、OS・アプリケーションソフト・各種設定等について納入時の状態まで復元すること。

ウ SSD交換時には、旧SSDについては、データを復元できないよう、データ消去ソフト等で消去したうえで持ち帰ること。

エ 回復作業を行った後は、必ず端末の正常性を確認し、担当職員の確認を受けること。

(4) 保守サービス体制

ア 故障受付窓口は、受注者自身とするなど保守サービス体制を一本化することによって、故障受付窓口は1箇所とすること。

イ 担当職員から不具合通報を受けてから、本庁においては1時間以内、地方機関においては2時間以内に、担当職員の指示する場所に到着し、回復作業に着手すること。

ウ 回復作業が終了した際は、担当職員まで連絡すること。また、回復見込みが長時間に及ぶ場合は、故障修理に関する作業の進捗情報を、担当職員へ連絡すること。

6 借入費用

(1) 別添3「賃貸借契約書(案)」の内容とし、機器の搬入調整据付け(動作確認)費、現行機器から新規機器へのデータ移行費、撤去費、保守費を含めること。

(2) 機器費には、機器を接続し動作させるために必要な、電源ケーブル、入出力装置、その他周辺機器の接続ケーブル等の費用を含めること。

建築行政共用データベースシステム用機器設置場所一覧

設置場所		住所	パソコン	
本 庁	建築住宅課	松山市大街道三丁目 1 － 1	1	
	本庁 小計 ①		1	
出 先 機 関	地方局建設部 各土木事務所	東予地方局建設部	西条市喜多川 7 6 9 － 1	1
		四国中央土木事務所	四国中央市三島宮川 4 丁目 6 － 5 5	1
		中予地方局建設部	松山市北持田町 1 3 2	1
		南予地方局建設部	宇和島市天神町 7 － 1	1
		八幡浜土木事務所	八幡浜市北浜 1 丁目 3 － 3 7	1
		地方局建設部、土木事務所 小計 ②		5
合計 ③＝①＋②			6	

機器の性能要件

建築行政共用データベースシステム用機器

項 目	性 能 条 件
端末機	
本体	ノート型であること。
ディスプレイ	15.6型または14型ディスプレイ
CPU	Intel Coreシリーズプロセッサ相当 または AMD Ryzenプロセッサ相当
メモリ	16GB以上であること。
ディスク装置	SSD NTFS形式256GB 2パーティション構成とし、Cドライブ128GBとする。
セキュリティチップ	TPM (TCG Ver2.0準拠) BitLockerによるC、Dドライブの暗号化
キーボード&マウス	JIS標準配列準拠キーボード（テンキー内蔵又は付加のこと）、光センサーマウス（スクロール付き）
光学ドライブ/FDD	搭載しない
ネットワーク機能	有線：1000Base-T以上（Wake ON LAN機能）を装備。
インターフェイス	USB TypeA 3.2×2 USB TypeC 3.2(Video-out 対応) ×2（1口は電源と排他） HDMI×1 マイクロホン/ヘッドホン・コンボ・ジャック×1
Webカメラ	VGA以上のWebカメラを内蔵すること。
OS	Microsoft Windows 11 Pro バージョン24H2 64bit 日本語版を導入すること。
ブラウザソフト	Microsoft Edge、Google Chrome
周辺機器	
モニター	27型以上であること。
モニターアーム	モニターアームは、27型以上のモニターに対応でき、画面回転が可能なものであること。
NAS	要領は全体でTBとし、RAID 1 構成とすること。
外付けHDD	要領は 2 TBとすること
UPS	バックアップ時間 2 分程度とすること。
接続ケーブル	上記機器を設置するのに必要なケーブル一式。

物品賃貸借契約書

1 借入物品

品 名	規格・銘柄等	単位	数量	備考
建築行政共用 データベース システム用機器	別記 1 「機器等明細書」 のとおり	台	6	

2 賃貸借料 月額¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥)

3 賃貸借期間 令和 7 年 10 月 10 日から令和 12 年 9 月 30 日まで

4 設置場所 別記 2 「建築行政共用データベースシステム用機器設置場所一覧」による

5 契約保証金

借主 愛媛県(以下「甲」という。)と貸主 (以下、「乙」という。)とは、上記物品について、別記の条項により賃貸借契約を締結する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 7 年 月 日

甲 住 所 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
名 称 愛 媛 県
代表者 知 事 中 村 時 広

乙 住 所
名 称
代表者

(総則)

第1条 甲及び乙は、この契約書(頭書及び別記を含む。以下同じ。)に基づき、別添の個人情報取扱特記事項(以下「仕様書等」という。)に従い、この契約を誠実に履行しなければならない。

2 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(権利の譲渡等)

第2条 乙は、賃貸借期間中に借入物品を第三者に譲渡しようとするときは、あらかじめ書面により甲の承諾を得た上、甲がこの契約と同一の条件で借入物品を使用できるよう措置しなければならない。

2 乙は、前項に定める場合を除くほか、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

4 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(借入物品の譲渡等)

第3条 甲は、乙の承諾なしに、この契約により生ずる賃借権を譲渡し、又は借入物品を転貸してはならない。

(長期継続契約の場合の特約事項)

第4条 甲は、頭書3の規定に関わらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

(納入等)

第5条 乙は、頭書3の賃貸借期間の初日(以下、「使用開始日」という。)までに、甲の指定する場所に借入物品を納入し、使用可能な状態に調整し、現行機器から新規機器へデータを移行した上で、甲の使用に供しなければならない。

2 乙は、前項の納入及び設置が完了した時は、甲に対し設置完了報告書を提出しなければならない。

3 借入物品の納入及び設置に要する費用は、乙の負担とする。

(検査)

第6条 甲は前条の規定による設置完了報告書の提出があったときは、速やかに当該物品の検査をしなければならない。

2 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、これに立ち会わなかったときは、検査の結果について、甲に対して異議を申し立てることができない。

3 甲は、第1項の検査に合格した時をもって、乙から借入物品の引き渡しを受けたものとする。

(修補又は交換)

第7条 乙は、納入した借入物品の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、甲の指定する日までに、修補又は交換により、速やかに代品を納入しなければならない。

2 乙は、前項の規定により修補又は交換による代品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知するとともに、設置完了報告書を付して行わなければならない。

3 前項の規定により設置完了報告書の提出があったときは、前条の規定を準用する。

(契約不適合責任)

第8条 甲は、引き渡された物品が品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下、

「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(保守及び点検等)

第9条 乙は、賃貸借期間中、借入物品が正常に作動するよう、保守及び点検を行うものとする。

- 2 借入物件に障害が発生したときは、乙は、甲の要求により速やかに技術員を派遣して必要な措置を講ずるものとする。

3 乙は、前項の保守及び点検をメーカーに委託して行うことができるものとする。委託を受けたメーカーは、甲の承諾を得た場合に限り、再委託することができるものとする。

4 借入物件の保守及び点検に要する費用は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失による場合は、この限りでない。

(賃貸借料の請求及び支払)

第10条 乙は、毎月初めに前月分の賃貸借料にかかる請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、乙から正当な請求書を受理した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に乙に賃貸借料を支払わなければならない。

3 甲は、請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示してこれを乙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙からは是正した請求書を受理する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

(賃貸借料の日割計算)

第11条 頭書2に掲げる賃貸借料について、賃貸借期間の始期及び終期が月の中途に係るとき、又は乙の帰すべき事由により甲が借入物品を借受けることができなかった日があるときは、当該月額賃貸借料は、日割計算によって算出した額とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 前項の日割計算は、暦日数により行うものとする。

(支払の遅延)

第12条 甲は、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(保険)

第13条 乙は、借入物品の賃貸借期間中、必要な保険料を負担するものとする。

(借入物品の管理)

第14条 甲は、借入物品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(事故の通知)

第15条 甲は、借入物品に事故が発生したときは、乙に通知するものとする。

(使用上の損傷等)

第16条 甲は、その責めに帰すべき事由により、当該借入物品を滅失し、又は毀損した場合において、乙が要求するときは自己の負担において原状に回復しなければならない。ただし、借入物品の滅失又は毀損の原因が甲の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

(教育及びプログラムのサービス)

第17条 乙は、甲に対し、借入物品の操作に必要とする基本的な教育及び基本的なプログラムの提供を無償で行うものとする。

2 乙は、前項のサービスをメーカーに委託して行うことができるものとする。

(装置の移転)

第18条 甲は、借入物品を頭書4に掲げる設置場所から移転する必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。

(納入の延期)

第19条 乙は、使用開始日までに借入物品を納入することができないときは、その理由を詳記して、納入の延期を願い出ることができる。この場合において、その理由が乙の責めに帰することができないものであるときは、甲は、相当と認める日数の延長を認めることができる。

(履行遅滞に伴う遅延損害金)

第20条 甲は、乙がその責めに帰する理由により使用開始日までに借入物品を納入することができなかったときは、使用開始日の翌日から物品を納入し検査が合格する日までの日数に応じ、契約金額に3%を乗じて計算した額を、遅延損害金として徴収するものとする。

2 前項の日数には、設置完了報告書の提出のあった日から検査を終了した日までの日数を算入しないものとする。

(借入物品の返還)

第21条 甲は、賃貸借期間が満了したとき、又はこの契約が解除されたときは、借入物品を速やかに返還するものとする。

2 乙は、甲の指示する期日までに借入物品を撤去しなければならない。

3 借入物品の返還に要する経費は、乙の負担とする。

(乙の機密保持)

第22条 乙は、保守等の実施にあたり知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならないほか、別記3「個人情報取扱特記事項」及び愛媛県情報セキュリティポリシーを順守しなければならない。

2 契約期間の満了その他の理由により借入物品を撤去する場合において、借入物品内部に甲のデータが存在するときは、乙は、乙の経費負担によりこれを全て消去するものとする。

(契約保証金の返還等)

第23条 乙は、契約保証金を納付している場合において、頭書3の賃貸借期間が満了し、第21条の規定による借入物品の返還が完了したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受領したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に還付するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(甲の解除権)

第 24 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 乙の役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等待以上の支配力を有すると認められる者をいう。)又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員等愛媛県暴力団排除条例(平成22年3月26日条例第24号。)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)と認められるとき。

(4) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

(6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 乙(ウ及びエにあつては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。)が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。)の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であつた者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。))。

(9) 第26条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があつたとき。

3 第1項又は前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、違約金として甲に帰属するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(違約金)

第25条 乙は、契約保証金の納付がなく、前条第1項又は第2項の規定により契約が解除されたときは、契約金額を年額に換算した金額の10分の1を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年3%の割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

(乙の解除権)

第26条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(事情変更による契約の変更)

第27条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その実情に応じ、甲乙協議して、書面により賃貸借料、賃貸借期間その他の契約内容を変更することができる。

(変更の届出)

第28条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第29条 第12条、第20条及び第25条の規定による遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(契約外の事項)

第30条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則及び遅延防止法によるもののほか、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第31条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

機器等明細書

品名	メーカー	型番	数量

建築行政共用データベースシステム用機器設置場所一覧

設置場所		住所	パソコン	
本庁	建築住宅課	松山市大街道三丁目 1 - 1	1	
	本庁 小計 ①		1	
出先機関	地方局建設部 各土木事務所	東予地方局建設部	西条市喜多川 7 6 9 - 1	1
		四国中央土木事務所	四国中央市三島宮川 4 丁目 6 - 5 5	1
		中予地方局建設部	松山市北持田町 1 3 2	1
		南予地方局建設部	宇和島市天神町 7 - 1	1
		八幡浜土木事務所	八幡浜市北浜 1 丁目 3 - 3 7	1
		地方局建設部、土木事務所 小計 ②		5
合計 ③=①+②			6	

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

（保有の制限）

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

（安全管理措置）

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止等）

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応

じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

入札参加資格審査申請書作成要領

- (1) 申請書（様式 1）には、以下の書類を添付すること。
- (2) 添付資料
 - ア 機器等明細書（様式 2）
納入する機器について記載すること。
 - イ 性能条件表（様式 3）
各項目に対して、貴社が見積もった機器の仕様を記載し、適宜補足説明を加えること。
 - ウ 機器等の性能が確認できる資料（カタログ等）
各項目について確認できるカタログその他資料を添付すること。
添付資料については、多いときにはインデックスを付し、重要な箇所にはマークをするなど、分かりやすい表示にすること。
 - エ 納入実績表（様式 4）
 - オ 建築行政共用データベースシステム用機器の保守体制（様式 5）
保守体制に関し、体制図（責任者等を含む）、担当者、連絡先を記載すること。
 - カ 入札（契約）保証金免除申請書（様式 6）（入札保証金及び契約保証金の免除を希望する場合）
実績を証明する書類を添付すること。

入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村時広 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

令和 年 月 日付けで入札公告のあった建築行政共用データベースシステム用機器の賃貸借に係る入札に参加する資格について確認下さるよう、下記の書類を添えて申請します。

なお、添付書類については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 機器等明細書
- 2 性能条件表
- 3 カタログ等
- 4 納入実績表
- 5 保守体制
- 6 入札（契約）保証金免除申請書（入札保証金及び契約保証金の免除を希望する場合）

機器等明細書

[illegible]

性能条件表

項 目		貴社が見積もった製品の仕様	補足説明
端末機			
本体	ノート型であること。		
ディスプレイ	15.6型または14型ディスプレイ		
CPU	Intel Coreシリーズプロセッサ相当 または AMD Ryzenプロセッサ		
メモリ	16GB以上であること。		
ディスク装置	SSD NTFS形式256GB 2パーティション構成とし、Cドライブ128GB		
セキュリティチップ	TPM (TCG Ver2.0準拠) BitLockerによるC、Dドライブの		
キーボード&マウス	JIS標準配列準拠キーボード（テンキー内蔵又は付加のこと）、光		
光学ドライブ/FDD	搭載しない		
ネットワーク機能	有線：1000Base-T以上（Wake ON LAN機能）を装備。		
インターフェイス	USB TypeA 3.2×2 USB TypeC 3.2(Video-out 対応) ×2（1口は電源と排他） HDMI×1 マイクロホン/ヘッドホン・コンボ・ジャック×1		
Webカメラ	VGA以上のWebカメラを内蔵すること。		
OS	Microsoft Windows 11 Pro バージョン24H2 64bit 日本語版を導		
ブラウザソフト	Microsoft Edge、Google Chrome		
周辺機器			
モニター	27型以上であること。		
モニターアーム	モニターアームは、27型以上のモニターに対応でき、画面回転が可能なものであること。		
NAS	要領は全体でTBとし、RAID 1 構成とすること。		
外付けHDD	要領は 2 TBとすること		
UPS	バックアップ時間 2 分程度とすること。		
接続ケーブル	上記機器を設置するのに必要なケーブル一式。		

納 入 実 績 表

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

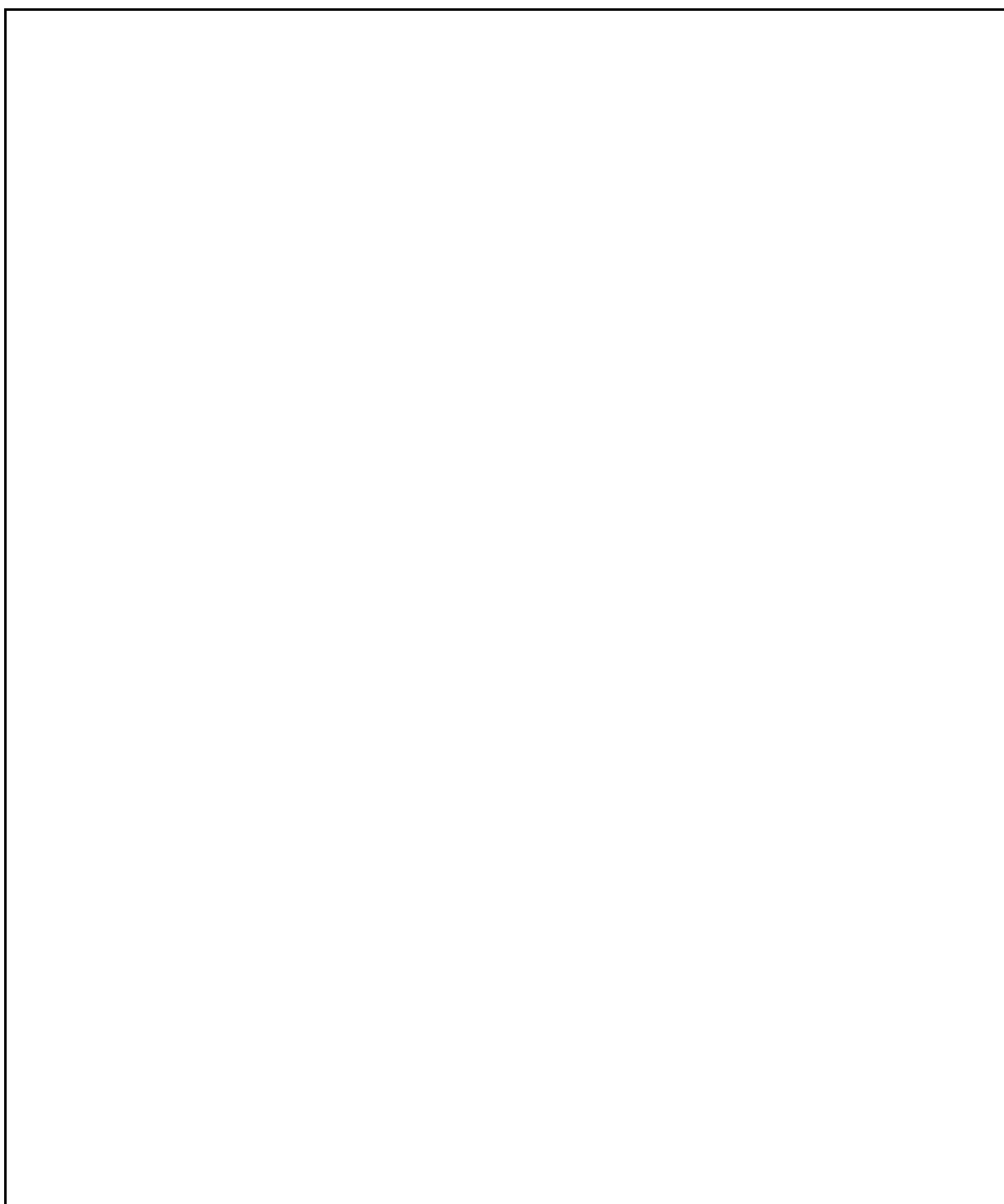
住所
商号又は名称
代表者氏名

印

発注者	契約件名	契約日	納入機器内訳	契約金額

- 注1 契約書の写しを添付して下さい。
- 注2 発注者が官公庁の場合は、課名まで記入して下さい。
- 注3 契約金額は、支障がなければ記入して下さい。
- 注4 過去5年間程度の案件を対象として記入して下さい。（必要に応じて、別紙記載としても結構です。）

建築行政共用データベースシステム用機器の保守体制



保守体制図、担当者、連絡先を記載

入札（契約）保証金免除申請書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村時広 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

令和 年 月 日付けで入札公告のあった建築行政共用データベースシステム用機器の賃貸借に係る入札（契約）保証金について、愛媛県会計規則第 137 条（154 条）の規定により、入札（契約）保証金の免除を受けたいので、次の添付書類を添えて申請します。

○添付書類

過去 2 年間に於いて、国及び地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行している実績を証明するもの

- ・ 契約書の写し（2 件以上）
- ・ 当該契約に係る事業実績報告

入札書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

入札者

住所

商号又は名称

氏名

印

¥

但し、建築行政共用データベースシステム用機器の賃貸借

上記のとおり、愛媛県会計規則を遵守し契約条項を承認のうえ入札いたします。

委 任 状

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

私は、住所

氏名

印

を、代理人と定め、

下記に関する入札（見積）の一切の権限を委任します。

記

建築行政共用データベースシステム用機器の賃貸借

見 積 書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

見積者

住所

商号又は名称

氏名

印

¥

但し、建築行政共用データベースシステム用機器の賃貸借

上記のとおり、愛媛県会計規則を遵守し契約条項を承認のうえ見積いたします。